

『医療・福祉・年金相談の現場で役立つ! 障害年金実務必携』お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がありました。謹んでお詫び申し上げます。

記

P.135 側注

【誤】

PSM-5 (アメリカ精神医学会作成の「精神疾患の診断と統計のためのマニュアル第 5 版」)

【正】

DSM-5 (アメリカ精神医学会作成の「精神疾患の診断と統計のためのマニュアル第 5 版」)

P.181 認定要領で障害等級が定められている状態と、障害認定日の特例の整理表 (平成 31 年 4 月追記)

【誤】

障害の状態	障害等級	障害認定日 (初診日から 6 か月以内の場合)
-------	------	----------------------------

【正】

障害の状態	障害等級	障害認定日 (初診日から 1 年 6 か月以内の場合)
-------	------	--------------------------------

肺高血圧症について

(平成 31 年 2 月追記)

本書中、「肺高血圧症」の適用カテゴリーが誤っておりました。

肺高血圧症は、「呼吸器疾患による障害」(障害認定基準第 10 節)または「心疾患による障害」(障害認定基準第 11 節)の対象となり、病態に合わせて、「呼吸器疾患の障害用(様式第 120 号の 5)」または「循環器疾患の障害用(様式第 120 号の 6-(1))」の診断書を使用して請求を行います。

以下のページを修正してご使用くださいますよう、お願い申し上げます。

P.152 「呼吸器疾患による障害」の、適用となる疾患例に「肺高血圧症」を追加

P.168 「心疾患による障害」の、適用となる疾患例に「肺高血圧症」を追加

P.227 「高血圧症による障害」の、適用となる疾患例より「肺高血圧症」を削除

索引 「肺高血圧症」の参照ページを、152 ページ・168 ページに変更